様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
空き地の適正管理事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を保全することを目的とし、生活環境を阻害する恐れのある空き地の所有者に対して、適正管理を指導する。	苦情申立者及び空き地所有者	○		○		○		
こどもエコクラブ事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子ども達が地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動が展開できるよう支援することを目的とし、(財) 日本環境協会発行のニュースレターの配付、活動発表会・交流見学会の開催などを行う。	こどもエコクラブ会員及びサポーター	○	○		○	○		
さいたま市環境審議会運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市の環境保全に関する事項を検討する機関として、さいたま市環境基本条例第２７条第１項に基づき設置される。	審議会委員	○	○		○	○		
空き家等の適正管理事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成25年1月1日 令和5年4月1日	市民の良好な生活環境の確保、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とし、適正に管理されていない状態にある空き家等の所有者等に対して、条例及び法律に基づき、適正な管理をするよう求める。	相談者、情報提供者、空き家等の所有者及び管理者等	○	○	○		○		
環境フォーラム実行委員会運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成22年4月1日 令和5年4月1日	環境への関心を高めることを目的に、市民、事業者、市のパートナーシップにより開催する「さいたま市環境フォーラム」の実行委員会の委員を選任し、イベントの企画・運営を行う。選任された委員については名前と所属団体名等を公表する。	さいたま市環境フォーラム実行委員会委員	○	○					
さいたま市空き家等対策協議会運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成29年1月11日 令和5年4月1日	さいたま市空き家等対策協議会条例に基づき設置された協議会を適正に運営することを目的とする。委員は関係団体の推薦等により選任する。なお委員名及び肩書は公表し、名簿は総務課へ報告する。	協議会委員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま打ち水大作戦運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成29年7月4日 令和5年4月1日	夏を涼しく過ごすための昔ながらの工夫である打ち水を行い涼しさを体験したり、環境に関する展示・体験ブースを体験してもらうことで、環境に配慮したエコライフ行動について、普及・啓発を行う。	展示・体験ブース出展団体の責任者	○						
「スマートホーム推進」機器設置補助	市長 環境局　環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課	平成23年7月1日 令和6年4月1日	さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金交付要綱に伴う補助金申請審査	さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金申請者	○		○		○		
省エネ・断熱住宅普及促進補助	市長 環境局　環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課	令和7年4月1日	さいたま市省エネ・断熱住宅普及促進補助金交付要綱に伴う補助金申請審査	さいたま市省エネ・断熱住宅普及促補助金申請者	○		○		○		
電気自動車等普及促進対策補助金交付事務	市長 環境局　環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課	平成23年5月25日 令和6年4月1日	電気自動車等を導入する者に対して経費の一部を補助することにより、電気自動車等への転換を促進し、地球温暖化の防止及び大気汚染の改善を図るため、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付要綱に基づき、市民又は事業者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、補助金申請事業所の役員	○	○	○				
低公害車普及促進対策補助金交付事務	市長 環境局　環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課	平成23年6月13日 令和6年4月1日	低公害車を導入する者に対して経費の一部を補助することにより、低公害車への転換を促進し、大気汚染の改善を図るため、さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付要綱に基づき、市民又は事業者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、補助金申請事業所の役員	○	○	○				
公害苦情処理事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	寄せられた公害苦情に対し、公害関係諸法令に基づき処理する。	苦情申立者及び（個人である）発生源者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
自動車排ガス調査事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	大気汚染防止法に基づき自動車排ガスの環境監視を行う。	測定地点となる個人宅	○				○		
道路交通騒音・振動調査事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	騒音規制法・振動規制法に基づき道路交通に係る騒音・振動の調査を行う。	測定地点となる個人宅	○				○		
新幹線・新交通騒音・振動事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	騒音規制法・振動規制法に基づき新幹線・新交通に係る騒音・振動の調査を行う。	測定地点となる個人宅	○	○			○		
合併処理浄化槽設置補助事業事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	さいたま市が、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市長の定める地域において、処理対象人員１０以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲で補助金を交付する。	補助金申請者	○		○				
地下水調査業務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成27年12月1日	水質汚濁防止法に基づき地下水調査を行う。	測定地点となる個人宅（井戸所有者）	○				○		
浄化槽清掃業の許可事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	浄化槽法第３５条第１項の規定に基づく、浄化槽清掃業の許可事務。	申請法人の役員及び従業員。	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
公害防止組織に係る事務（選任・解任）	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき統括者・管理者（法）、監督者・主任者（条例）の選任、解任の事務処理を行い、公害の未然防止を図る。	対象事業場の該当社員	○	○					
浄化槽保守点検業者の登録事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成14年4月1日 平成20年4月1日	さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録事務を行うことにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	申請者（法人にあっては、その役員）及び従業員	○						
浄化槽設置及び維持管理指導事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成14年4月1日 平成20年4月1日	浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	浄化槽の設置者及び管理者	○				○		○
ダイオキシン類環境調査業務（地下水調査）	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき地下水調査を行う。	調査地点となる個人宅（井戸所有者）	○				○		
光化学スモッグ・ＰＭ２．５対策事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成25年4月1日	光化学スモッグ及びPM２．５の発生状況を監視するとともに被害状況を把握する。	被害届提出者、被害者	○			○			
公害防止組織に係る事務（承継届出）	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき承継届出の事務処理を行う。	承継者及びその戸籍謄本に記載されている個人	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
環境研修会	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	市内工場・事業場を対象に公害防止に係る研修を行う。	研修会参加者	○	○					
異常水質事故対応事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	公共用水域において発生した水質異常事故に対処する。	事故の通報者	○						
放射線量測定機器貸出事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成23年9月26日 令和3年4月1日	市内在住、在勤、在学者を対象に、本市が所有する空間放射線測定機器を貸し出すに当たり、借受者の氏名、住所、連絡先等を記載した「放射線量測定機器貸出申請書」を受理する。予約内容の確認等のため、申請者と連絡を取る場合がある。	市内在住、在勤、在学者のうち、貸出申請者及びその代理人	○						
環境影響評価図書に係る意見書受付事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成17年4月1日	さいたま市環境影響評価条例に基づく図書の縦覧において、図書の内容に関する意見書を受け付ける。意見書の内容は、今後の制度を行う上での参考とする。	意見書提出者	○				○		
環境影響評価公聴会事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成17年4月1日	さいたま市環境影響評価条例に基づき開催する公聴会において意見の公述を希望する者から、公述申請書を受け付け、事務連絡等を行う。	公述希望者	○				○		
環境影響評価技術審議会傍聴者受付事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成17年4月1日	さいたま市環境影響評価条例に基づき開催する技術審議会において、会議の適正な運営のため傍聴を希望する者から申請書を受け付ける。	傍聴希望者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
生きもの調査運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成25年5月8日 平成29年4月1日	さいたま市環境基本計画に基づき、生物多様性の理解の促進、本市における生物多様性の現状把握とデータの蓄積のため、市民を対象に調査員を募集・決定し、市民参加による生きもの調査を実施する。調査にあたっては研修会等の開催、調査結果の収集、事務連絡を行う。また、研修会の講師を選定・依頼し、事務連絡を行う。	参加希望者・講座講師	○		○				○
野生鳥獣の保護及び捕獲に関する事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成20年4月1日 令和7年4月1日	市民等から、野生鳥獣の保護や有害鳥獣の被害に関する相談に対応するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、助言、指導、捕獲等による被害防除策を行う。有害鳥獣捕獲許可申請に対し、実態調査のうえ許可証及び従事者証を交付し、管轄の警察署及び埼玉県中央環境管理事務所へ許可した旨通知する。	野生鳥獣に関する相談者、有害鳥獣捕獲許可申請者及び従事者	○	○					
石綿に関する届出書の取扱事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	石綿の除去作業等が行われる際に、大気汚染防止法、さいたま市生活環境の保全に関する条例及び関連指針等に基づき、届出書を収受する。また、石綿事前調査結果の報告を電子システムにより受ける。	工事関係者	○	○		○			
大気交通関連イベント・講習会等の開催事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成17年4月1日	石綿説明会・交通関連イベント・交通関連講習・環境コミュニケーション等を開催するにあたり、出席者の氏名を収集する。必要に応じて、講師に謝礼金を支払うために、口座の情報を収集する。	参加者、講師	○		○				
ＰＲＴＲ法、特定化学物質の届出書取扱事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日	化学物質の排出量や取扱量に関する届出書を収受し、台帳に登録する。	責任者	○						
普通騒音計貸出事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成22年10月1日 令和5年7月5日	市内在住、在勤及び市内で事業を行う者を対象に、本市が所有する普通騒音計を貸し出すに当たり、「予約受付簿」による申請者の氏名、住所、連絡先の管理及び「借用書」の受理事務を行う。	騒音計の借用を希望する市内在住、在勤及び市内で事業を行う者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
特定建設作業実施届書に係る事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	昭和51年12月1日	騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の実施について把握し、工事騒音・振動の未然防止及び迅速な公害苦情処理等、市民の生活環境の保全に資するため。	特定建設作業を伴う工事を発注する者、届出者の現場責任者、下請負人の現場責任者	○						
雨水貯留タンク設置補助金交付事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成27年4月1日	雨水の有効利用を促進するため、さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱に基づき、市内の建築物の所有者又は使用者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	補助金申請者	○		○				
生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成30年12月12日	公共下水道への接続の適切な管理（切換手続・指導等）及び浄化槽の管理指導を行うために、公共下水道使用者情報と浄化槽使用者情報を基に接続状況を確認し、適正な接続状況の確認及び浄化槽台帳の精査を行う。	公共下水道の使用者、浄化槽の使用者	○				○		
夏休みさいたま自然再発見!!小中学生フォトコンテスト開催事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	令和6年7月22日	「さいたま市の美しい自然」を通して、子供たちに自然の素晴らしさを再発見してもらうとともに、環境を保全することの大切さや、環境保全に関する意識を高めてもらうことを目的として、夏休みの自由課題としてフォトコンテストを開催する。入賞者には賞状及び記念品を贈呈する。入賞作品は、入賞者名を公表し市有・民間施設に展示する。	市内の小学校（特別支援学校の小学部）に通う ４～６年生及び中学校（特別支援学校の中学部）に通う生徒	○	○			○		
一般廃棄物処理施設建設事業に係る事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	一般廃棄物処理施設建設事業に係る事業準備・調査・用地交渉・工事施工等の事務を行う。	建設地区関係者	○	○	○	○	○		
最終処分場処理施設の管理に関する事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	最終処分場の浸出液処理施設の修繕に関すること	現場代理人	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
最終処分場の水質管理に関する事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	最終処分場周辺の個人所有井戸の水質水質分析	井戸を所有する地域住民	○						
廃棄物処理手数料の収納に関する事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 令和7年4月1日	さいたま市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定に基づき、廃棄物処理手数料を収納するため、ごみの持込み者の氏名、住所等を確認する。	申請者	○						
施設の見学に関する事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 令和7年4月1日	施設見学希望者について、受付、連絡及び案内を行う。	申請者	○				○		
桜環境センター環境啓発施設における使用申請の受付・許可事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成27年4月1日	さいたま市桜環境センター環境啓発施設において、会議室やロッカーの使用許可申請に対し、受付、許可を行う。	申請者	○				○		
桜環境センター環境啓発プログラムに関する受付事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成27年4月1日 令和4年4月1日	さいたま市桜環境センター環境啓発施設において実施する各種事業（３Ｒマーケット、ディスカバリースコープ貸出等）の申込み受付けを行う。	申請者	○						
桜環境センター余熱体験施設の設備利用に関する受付・許可事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成27年4月1日	さいたま市桜環境センター余熱体験施設の団体予約申請、娯楽施設専用利用申請、その他レッスンやトレーニング講習会等の受付、許可を行う。	申請者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
清掃センターごみ自己搬入オンライン予約	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	令和４年10月１日 令和７年４月１日	現在、土曜日・祝日・年末に清掃センターへごみを持ち込むには、予約が必要で、繁忙期は予約が殺到するため、民間事業者のサービスを使用し、オンライン予約を行い、各清掃センターで予約情報を確認いたします。	ごみを清掃センターに土曜日・祝日・年末に持ち込む方	○						
一般廃棄物埋立跡地の地域開放に係る事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	令和４年４月１日	一般廃棄物の埋立処分に係る近隣地域の当時の協力に鑑み、同地域への還元対策として地域住民等の親睦、健康増進等に資するよう埋立跡地を開放するもの。利用者等による適切な管理及び利用が図られるよう、年度ごとに利用状況を報告してもらう。	埋立跡地の利用に係る申請者	○				○		
搬入道路整備事業	市長 環境局　施設部　西部環境センター	平成26年７月１日 平成31年１月４日	西部環境センターの搬入道路の拡幅を行うために、買収予定地の地権者から用地を取得するもの	買収予定地の地権者	○		○		○		
家庭吸込下水処理対策事務	市長 環境局　施設部　大宮南部浄化センター	平成20年４月１日 平成31年１月４日	家庭吸込下水設置者への機能維持に関する適切な指導、啓発を行う。	家庭吸込下水設置者	○				○		
し尿処理施設有価物の売払事務	市長 環境局　施設部　大宮南部浄化センター	平成13年７月10日	し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する余剰汚泥を発酵させ、リサイクル肥料として製造販売している。	購入者	○				○		
廃棄物減量等推進審議会運営事務	市長 環境局　資源循環推進部　資源循環政策課	平成13年５月１日 平成22年４月１日	本市のごみ減量及び適正処理に関する事項を調査審議する審議会の事務を行うもの。	審議会委員	○	○		○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ごみゼロキャンペーン市民清掃活動実施事務	市長 環境局　資源循環推進部　資源循環政策課	平成15年4月1日	「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、より一層の環境美化に対する意識向上を図るとともに、安全かつきれいで住みよい街づくりを進めるため、市内全域を対象とした清掃活動を実施する。	参加自治会、事業所、その他協力団体の代表者	○	○			○		
し尿手数料還付事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	し尿手数料を変更等により支払い過ぎた分を還付する。	し尿汲み取り世帯	○		○		○		
クリーンさいたま推進員事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	ごみの減量化と適正処理を推進するためクリーンさいたま推進員制度を設け、ごみの適正処理の指導、啓発活動等を支援する	クリーンさいたま推進員	○	○			○		
環境施設見学事業	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	ごみ処理等の現状を理解してもらうため、環境施設を見学する。	市民	○						
一般廃棄物処理手数料減免申請事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	災害その他、特別の事情があると認められるときに、一般廃棄物の処理手数料を減免するための申請受付事務。	災害その他、特別の事情があった者	○		○		○		
一般廃棄物収集等委託業務事故報告受付事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	一般廃棄物収集等委託業務で発生した事故について報告を受け、事故防止に努める	事故当事者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
生ごみ処理容器購入費補助金交付事業	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	家庭から排出される生ごみを減量化を図るため、生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付する。	生ごみ処理容器購入者	○		○				
ごみ減量（集団回収）運動補助金交付事業	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	資源再利用の啓蒙及びごみの減量化を目的に、集団回収運動実施団体に対し、補助金を交付する。	集団回収運動実施団体の代表者	○		○		○		
事業用大規模建築物届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	事業用大規模建築物を建築しようとする者に対し、事業系一般廃棄物の置き場を確保するために、保管場所設置届出の提出を義務付ける。事業用大規模建築物の所有者に対し、事業系一般廃棄物の減量化を目的に、廃棄物管理責任者及び減量等計画書の提出を義務付ける。	総床面積３，０００平方メートル以上の事業用建築物の建築者、及び建築物の所有者、又は廃棄物管理責任者	○	○					
一般廃棄物処理業の許可事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項及び第６項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の許可事務。	申請法人の役員及び従業員。	○	○	○			○	
し尿受付及び納入事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成24年8月1日	し尿のくみ取り業務遂行のため、定期収集の開始・廃止・変更等の届出の処理、臨時収集申請の受付処理及びし尿くみ取り手数料の納入・徴収事務を行なう。	し尿くみ取り世帯	○	○	○		○		
さいたま市衛生協力助成金助成事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成14年7月1日	ごみ収集所の清潔や維持を目的として、「さいたま市衛生協力助成金交付要綱」に基づき、衛生協力助成金交付申請を受け付け、適切にこれを助成する。	衛生協力助成金交付申請者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市死犬猫等収集運搬受付事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日	本市で発生する死犬猫等の収集及び運搬に際し、申請を受け付け、死犬猫等収集運搬受託業者に対し、死犬猫等の収集運搬の指示を出す。	死犬猫等収集運搬の依頼者	○						
産業廃棄物処理業事業計画書に係る審査事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 平成27年7月1日	市内で計画されている産業廃棄物の処理業計画書に対し、法に基づく申請を受ける前の事前協議審査を行うもの。また、事業計画書に対し、関係住民等から生活環境保全上の見地からの意見書を受け付けるもの。	申請者（個人の場合）、役員（法人の場合）、使用人及び関係住民	○	○	○				
土砂条例に係る申請の審査	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成15年2月1日 令和4年11月18日	土砂のたい積（盛土や埋立て）に関し必要な規制を行うことにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。 土砂のたい積を行う者等の身分、信用、資力等の審査を行うために、登記簿謄本、住民票の写し、納税証明書等を提出してもらい審査を行う。	申請者、元請負人、土地所有者	○	○	○		○		
廃棄物処理法に係る許可・届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 令和5年2月9日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の申請、届出に関し、申請・届出書のほか審査等に必要な添付書類の提出を求める。	許可を有する事業者、許可を取得しようとする事業者、それらの役員及び従業員	○	○	○		○	○	
産業廃棄物の適正処理の監視・指導事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 令和5年7月4日	産業廃棄物の適正処理指導のため、事業所や現場等に立入検査を実施し、不適正な状況があった場合に事業者等から報告徴収し、関係機関への照会を行う。	産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者	○	○	○	○	○		
産業廃棄物の不法処理対策事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 令和4年11月18日	産業廃棄物の不法処理を防止するため監視パトロールを実施し、パトロールや市民からの通報により不法処理行為が確認された場合には是正指導、報告等の徴収を行う。	不法処理行為者	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 令和5年2月9日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管及び処理に関し、報告の提出を求めるとともに保管場所等の立入検査を行い、適正保管、適正処理の指導を行う。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物排出事業者	○						
自動車リサイクル法に係る許可、届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成17年1月1日 令和4年3月14日	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可の申請、届出に関し、申請・届出書のほか審査等に必要な添付書類の提出を求める。	許可を有する事業者、許可を取得しようとする事業者、それらの役員及び従業員	○	○	○		○	○	
自動車リサイクル法に係る登録、届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成17年1月1日 令和4年3月14日	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録の申出、届出に関し、登録・届出書のほか必要な添付書類の提出を求める。	登録業者、登録しようとする事業者、それらの役員	○	○					
使用済自動車の適正処理の監視・指導事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成17年1月1日 令和5年7月4日	使用済自動車の引取、フロン類回収、再資源化処理の指導のため、事業所や現場に立入検査を実施し、不適正な状況があった場合に事業者等から報告徴収し、関係機関への照会を行う。	登録、許可を有する事業者	○	○					
監視カメラによる不法投棄等の監視	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成20年3月28日 令和4年11月18日	監視カメラを設置することにより、不法投棄等の未然防止を図ることを目的とし、監視カメラによる２４時間撮影監視を行い、監視カメラにより収集した画像をもとに投棄者を特定された場合は、廃棄物（ごみ）の撤去指導を行い、現状回復を早急に進めます。	不法投棄等不適正処理を行っている人物	○			○			
廃棄物処理施設専門委員会事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日	さいたま市廃棄物処理施設専門委員会設置要綱に基づき設置されたさいたま市廃棄物処理施設専門委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開とする。選任された委員については名前、所属及び職名を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
産業廃棄物処理施設設置等調整委員会事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成27年7月1日	さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例に基づき設置されたさいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開とする。選任された委員については名前、所属及び職名を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○				
屋外における再生資源物の適正保管の監視・指導事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	令和6年2月1日	屋外における再生資源物の適正保管指導のため、事業場、事務所その他の施設に立入検査を実施し、不適正な状況があった場合に屋外保管事業者及び事業活動に伴い再生資源物を排出する者、再生資源物の運搬を行う者その他の関係人から報告徴収し、関係機関への照会を行う。	再生資源物排出者、再生資源物屋外保管事業者	○	○	○	○	○		
再生資源物屋外保管条例に係る事前協議・許可・届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	令和6年2月1日	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するため、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づき、再生資源物の屋外保管に係る許可申請前の事前協議、許可の申請及び届出に関し、事前協議書、申請書及び届出書のほか審査等に必要な添付書類の提出を求める。	許可を有する事業者、許可を取得しようとする事業者並びにそれらの役員及び従業員	○	○	○		○	○	
ごみ収集所設置に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　西部清掃事務所	平成13年5月1日 令和4年4月1日	ごみ収集所を設置する際、要望等に対し基準により事前に場所、構造を定めること	申請者	○						
ごみ収集申請に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　西部清掃事務所	平成13年5月1日 令和4年4月1日	市民の方がごみ収集を希望する際に申請書を出してもらい、ごみを収集すること	申請者	○						
粗大ごみ戸別収集に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　西部清掃事務所	平成13年5月1日 令和4年4月1日	粗大ごみを有料にて戸別に収集すること	申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ふれあい収集に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　西部清掃事務所	平成14年4月1日 令和4年4月1日	ごみの持出しが困難な高齢者や障害者で、自宅からのごみ収集を希望する者から提出された申請を基に、当該申請者宅のごみを収集する事務	申請者	○			○	○	○	
ごみ収集所設置に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成13年5月1日 令和5年11月24日	ごみ収集所を設置する際、要望等に対し基準により事前に場所、構造を定めること	申請者	○						
ごみ収集申請に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成13年5月1日 令和5年11月24日	市民の方がごみ収集を希望する際に申請書を出してもらい、ごみを収集すること	申請者	○						
粗大ごみ戸別収集に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成13年5月1日 令和5年11月24日	粗大ごみを有料にて戸別に収集すること	申請者	○				○		
臨時のごみの収集運搬に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成13年5月1日 令和4年4月1日	自治会業務、行事等に伴うごみの収集を行うこと	申請者	○				○		
ふれあい収集に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成14年4月1日 令和5年11月24日	ごみ出しが困難な高齢者や障害者で、自宅からのごみ収集を希望する者から提出された申請を基に、当該申請者宅のごみを収集する事務	申請者	○			○	○	○	